

## 吉野川第一期改修百周年に向けて④

～絵図から学ぶ吉野川の「水利」と石井町～  
石井町文化財保護審議会委員 立石 恵嗣

## はじめに -吉野川と私-

私は戦後まもない 1947 年、吉野川下流域北岸の石井町に生まれました。石井町は、北に吉野川、南は四国山地に挟まれたほぼ長方形の町域です。育ったのは南部の気延山・前山山麓近くのため、生活の環境としては吉野川に直接関わることはありませんでした。しかし、現在の気象状況とは違って台風の通り路（台風銀座）でもあった昭和30年頃の徳島では防災体制の整備が現在のように充分ではありませんでした。そのため台風や暴風雨の接近の度に近所の「半鐘」が鳴らされ、不気味な響きに不安な夜を過ごしたことがしばしばありました。停電下のロウソクの火を囲む中、吉野川の堤防が持つのかを心配していると、日頃は無口な祖父が「下で切れたらええんじゃけど」とボソッとつぶやいたことがありました。その不気味な言葉は幼心に覚えています。幸いにして氾濫の常襲地域であった吉野川流域は、連続堤防が完成した昭和初年以降、本川の破堤や氾濫はありませんでした。しかし昨今の気候変動や異常気象による全国各地の大河川の氾濫と凄惨な被害を目の当たりにすると妙に思い出される記憶です。私の防災の原体験といえるものかもしれません。

その後私は高校の日本史教員となり、徳島をフィールドとした地域の歴史文化を学んできました。特に吉野川の水利（治水・利水）や藍や砂糖、稲作や養蚕製糸など近代徳島の産業史に焦点をあてて学びを進めてきました。地域の先人の営みや生業の実態の解明に取り組み、その中から生み出された文化・文化財の保存・活用活動に携わってきました。地域の歴史や文化は、地域住民のアイデンティティーの原点になるものであると思うからです。

また歴史を学ぶものにとって災害史の研究は重要な課題です。現在の連続堤防が過去に繰り返された洪水による悲惨な犠牲の歴史の上に築かれたものであることを忘れてはならないと思います。災害の歴史を学ぶことの意味はそこにあると肝に銘じています。このような観点から今回は、私の立脚する石井町という地域の特徴を吉野川の水利との関係で考えてみたいと思います。（図1）



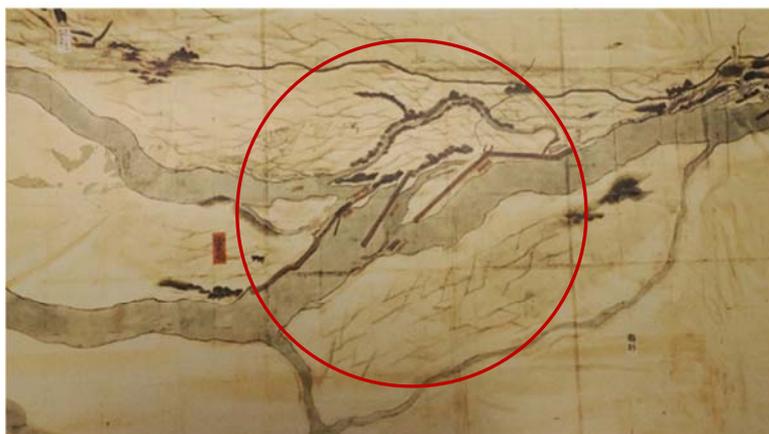
図1.「吉野川絵図」(天保11年徳島県立図書館蔵)(筆者加筆)

江戸時代の吉野川、岩津から第十までの流路が描かれる。分流と合流を繰り返しながら、縄をなうように流れている。まるで龍のような姿である。図の右端が石井町。

1. 治水絵図「村々沼川堰留之図」(図2)を読む



図2.「村々沼川堰留之図」寛政10年1798頃(筆者加筆)  
(出典:大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館「蜂須賀家文書」)



▲図3.八ヶ村堰(図2拡大)  
暴れる大河との格闘を物語る様々な治水構造物



図4.築造初期の第十堰(図2拡大)▶

四国屈指の大河である吉野川は、高知の山奥に源を発し、平地に出て一端北流しますが、徳島の池田町から方向を転じて東流し、阿讃山脈と四国山地の間を蛇行して紀伊水道に注ぎこみます。その流路は網の目のようであり流れるところが川筋となっていたのです。注目すべきは東流してきた本流が直角的に北へ方向を変える石井町の藍畑第十付近です。このためこの地域は洪水氾濫の常襲地帯といえる地域になったのでした。

ところで「阿波」と呼ばれた徳島県は、昔から地理的環境や「風土」の特徴によって、北部の吉野川流域を中心とした「北方」と、南部の「南方」に分かれると言われてきました。(ちなみに吉野川上流の西部は「そら」と呼ばれました。)

この例にならうと石井町は、吉野川流域の「北方」（藍畑・高原・高川原）と、気延山・前山麓の「南方」（石井・浦庄）に分けられ、中間地帯を「中原」と呼んで良いかもしれません。この観点から言うと、古くから開かれてされていたのは地理的に安定している「南方」「中原」地域ですが、北方の吉野川流域は暴れ川の氾濫原で、治水と利水の難しい不安定な地域でした。しかし流域の先人達は、猛威を振るう暴れ川に苦しめられながら洪水で運ばれた肥沃土を活かして畑作物の豊かな特産地に育て上げていったのです。母なる暴れ川との「共生」は、エジプト文明と母なるナイル川の関係に似ているかもしれません。（立石一 氏『吉野川が育てた農業特産物』2000年 参照）



藍・大根・人参など吉野川の特産品を紹介している

## 2. 「石井の北方」<sup>きたがた</sup> — 第十堰周辺の地理的環境 —

江戸時代後期に作成され蜂須賀家文書に収蔵されているこの絵図(図2)には、左方(西)には吉野川市の牛島村や石井町の東・西覚円村から第十村にあった「龍蔵堤」までの吉野川の複雑な川筋と治水構造物が詳細に描かれ、右方(東)には徳島市の鮎喰川や蔵本村、佐古村などが縮小して描かれています。特に現在の石井町の北方(藍畑地区)は緻密・正確で、第十村の西方に位置する東・西覚円村は、北側に吉野川本流と南側に分流である神宮川(現・神宮入江川)に挟まれた川中島状態にあることがわかります。閘流、水勿閘、逆閘、越流堤などの治水工作物が書き込まれ、特に龍蔵堤周辺の新川の掘り抜き川や護岸堤防など多様多彩な治水工法を見ると、暴れ川吉野川との凄まじい格闘を物語る闘いのあとに圧倒されます。

残された古文書類から推測すると江戸時代後期の寛政期に行われた西覚円村から「龍蔵堤」(寛政10年 1798完成)にかけて行われた治水工事のために描かれたのではないかと考えられます。その他、中央上部には第十堰(宝暦2年 1752築堤)の原初的な姿(図4)も描かれており、治水史の上でも大変興味深いものです。

## 3. 越流堤「八ヶ村堰」と東西・覚円村の伝統的な治水策

この絵図から東・西覚円村地域の伝統的な治水策を考えてみたいと思います。両村の北側を流れる当時の吉野川本流は、現在の防災施設三郎広場付近で二股に分かれています。この南側の支流が神宮川(現・神宮入江川)で、東西覚円村と高畠村の南を東流し第十村付近で再び本流に合流しています。この川中島状態にある地域の治水のため神宮川頭に設置されたのが「八ヶ村堰」と呼ばれる「越流堤」でした。(図3)

この堰は吉野川分岐点の南東下流域にある八ヶ村の協力により築かれたものと伝えられています。堰の機能は上流からの水量を完全に堰き止めるのではなく、水量の多少に依るもので、普段は堤を超えて神宮川に流れる水量を少なくしてありますが、洪水や増水時には堰を越えて支流の神宮川へ大量に流入させ、上流の堤防にかかる圧力を分散させるという「越流堰」の構造に作られていました。過去の知恵から編み出された伝統的な工法と言えるもので、苦勞してきた先人の工夫や経験値から生まれた治水策だと言えるでしょう。

他にも「霞堤」や「遊水池」のように暴れ川と真っ向から逆らわない自然に寄り添う柔軟な知恵（苦肉の策）が伝統的治水策です。近年注目されている先進の「近自然工法」に通じる機能が伝統的な治水工法にはあるようです。

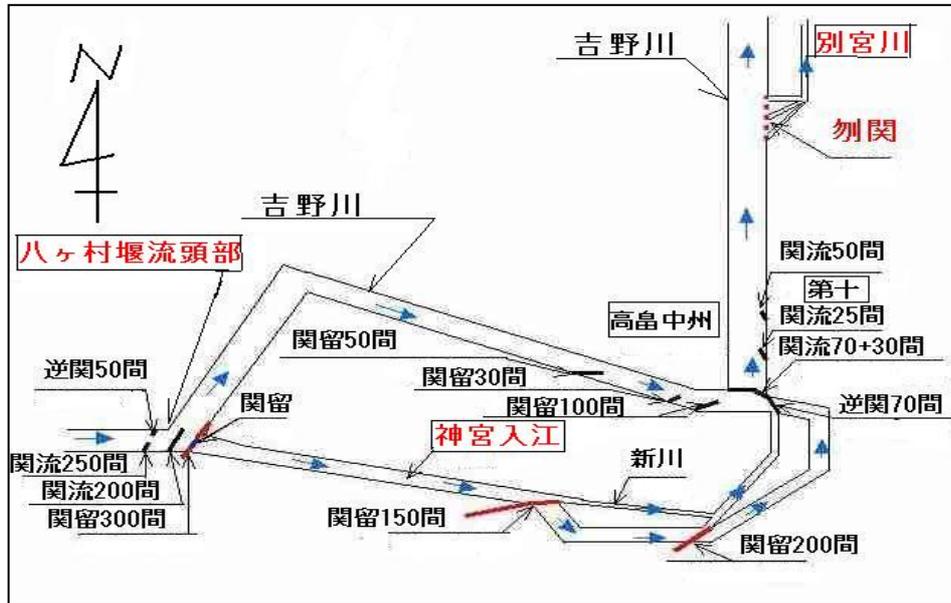


図5. 八ヶ村堰の治水メカニズム（図2と対応）  
（原図：岩屋隆夫氏作成 2010年「近代徳島の治水と利水」講演資料より引用）

## 4. 明治初期の八ヶ村堰訴訟事件

### （1）治水をめぐる地域間対立

治水問題の難しさは、いかなる治水策にせよ根本的に地域間の利害対立をはらんでおり、工法をめぐって地域住民の地域間の対立・紛争（水争い）は古来より絶えることがありませんでした。現在にも残る堤防や埋め立ての跡、「印石」や水除け石碑（写真1、2）などは河川との格闘や対立を物語る歴史的な痕跡であり「洪水遺産」と言えるものかもしれません。この地域には、水利に関する古地図や古文書は数多く残っていて水利史研究の宝庫ともいえますが、それだけ水利の難しい所であった証でもあるでしょう。

近年においても全国的に注目を集めた第十堰の可動堰反対運動は記憶に新しい出来事ですが、明治初年に起きた連続堤防の建設という近代治水事業をめぐる住民が県を訴えるという事件が起きて全国的に注目を浴びました。



◀写真 1.水除け石碑  
（印石埋設由来碑）



▲写真 2.印石（産神社）

## (2) 明治初期の治水事業

明治維新によって近代的な中央集権国家の建設がはじまると、吉野川でも本格的な近代的治水改修工事が開始されました。明治初年の河川管理は、政府主導のもとで行われ、重要な輸送路であった河川の水運を確保するため水路改修を中心とする「低水工事」は国が、洪水対策のための堤防建設など「高水工事」は都道府県に分担して実施されていました。全国的にも重要河川であった吉野川改修は氾濫の頻発していた中流域の第十堰周辺の堤防建設から取りかかることになりました。(図6)

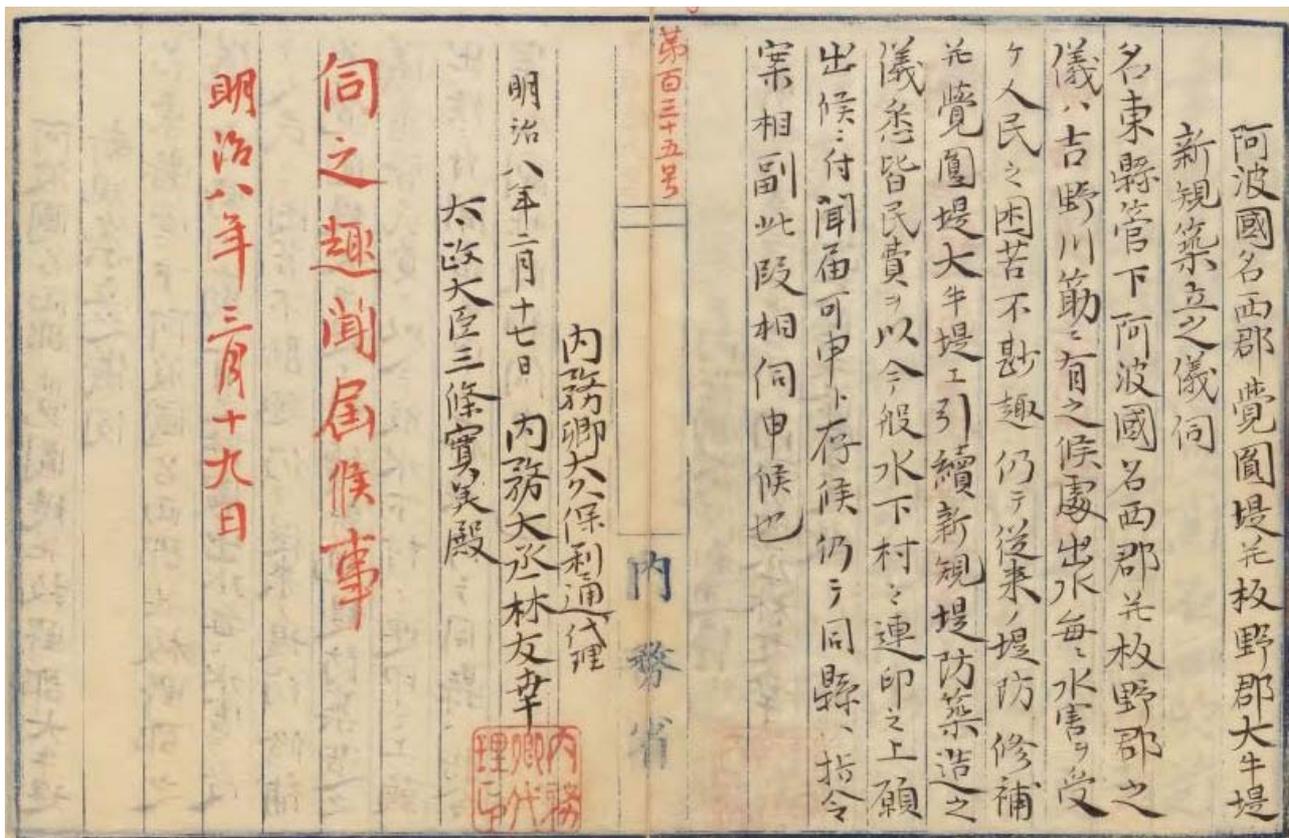


図6.「阿波国名西郡覚円堤並板野郡大牛堤新規築建之儀」(『公文録』太政官文書)

この文書は、吉野川下流域の名西郡と板野郡に新しい堤防を築堤するため名東県(当時)から太政官政府に申請されたものです。吉野川の洪水多発地域の治水策として川幅の拡幅と連続堤防が本格的に計画されたのです。

この文書には明治8年(1875)3月政府の中枢である太政官において、大臣三条実美や参議など政府の高官たちの合議により、新堤防の建築が「伺之趣聞届候事」として認可され、これに基づいた大蔵省への指令が出されたことがわかります。明治8年8月8日の内務省別文書には、内務卿大久保利通から太政大臣三条実美への伺が決済されています。

名西郡覚円堤や板野郡大牛堤など私たちに身近な地名が三条実美や大久保利通など歴史上有名な人物の名前とともに太政官という中央政府の審議にかけられていることが不思議な感じがしますが、それだけ当時の治水事業が国家事業として重要視されており政府指導のもとで吉野川治水が進められたことがわかります。

### (3)「八ヶ村堰訴訟事件」の発生と経緯

明治8年、名東県により先述の申請に基づいて名西郡の第十村から西覚円村にかけての新堤防の建設が始まりました。同時に板野郡の大牛堤防の建設も着手されました。ところがその新堤の建設位置をめぐる名東県と地域住民の間で齟齬からトラブルが起きてしまいました。すなわち新堤防の位置が東・西覚円村北側のラインを想定した甲案（図7 A線）と、両村の南側すなわち支流神宮川の北岸のライン乙案（図7 B線）の流域住民への提示が曖昧なまま甲案・北側ラインの調査工事がはじまってしまったのです。甲案の新堤防建設には「八ヶ村堰」の廃止と神宮川の埋め立て計画が含まれていました。増水時の分水機能を持つ神宮川が埋め立てられては上流での破堤の危険が増大する事になります。



図7. 覚円堤防の計画法線イメージと訴訟を起こした村々  
(Ourよしのがわ Vol.10「吉野川歴史探訪」より)

このため八ヶ村堰から南部下流に位置する村々から反対の声が上がったのです。治水工事に頻発する地域間の利害対立です。推進者は幕末維新时期の県内の実力者であった東覚円村の志摩利右衛門。反対者は石井村の地域名望家林基茂でした。

しかもこの工事施行者の名東県による説明が不十分であったことから、県による横暴な独断専行として自由民権運動の徳島の中心結社「自助社」が乗り出してきたこともあって大騒動にまで発展していったのです。

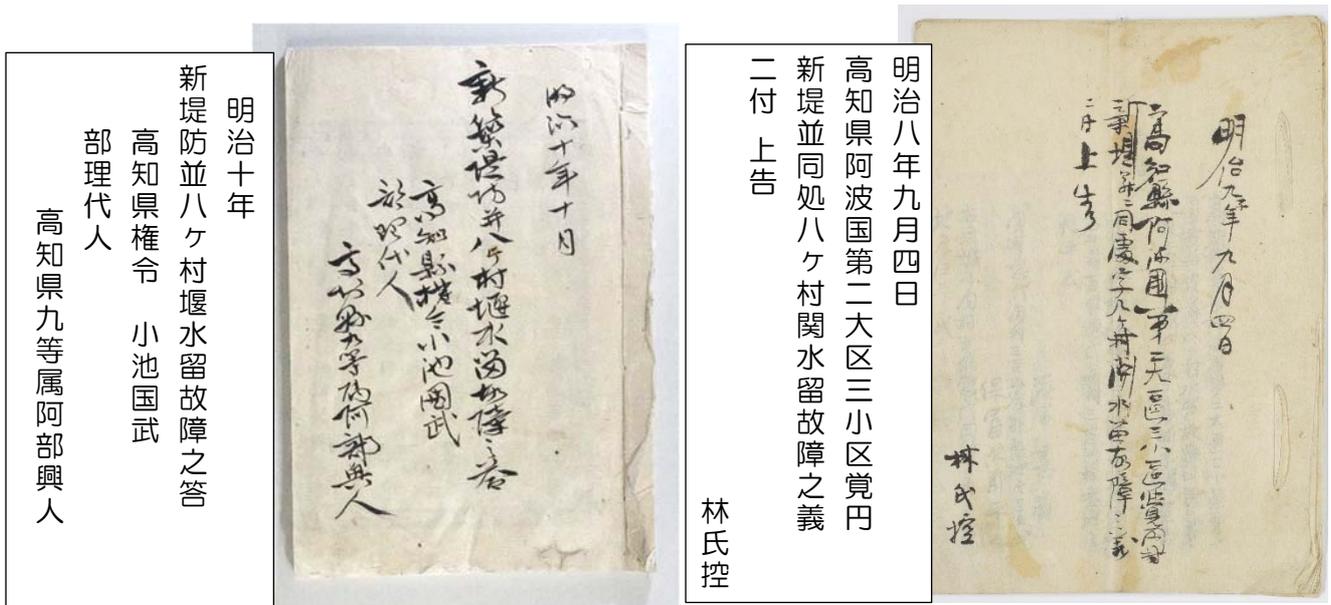


図8：八ヶ村堰訴訟関係文書（徳島県立文書館所蔵）  
天野家文書（左）、林家文書（右）

明治8年8月、原告住民側は名東県を被告として、大坂上等裁判所に訴え出ました。流域の住民が施行者である名東県を訴えるという全国的にははじめての訴訟事件でした。明治9年、原告敗訴の判決が出ましたが、住民側は不服として、東京の陪審院（最高裁判所）に上告し、審議の末、裁判は差し戻しとなりました。原告側は裁判に勝利したとして全国的に話題を呼んだ事件となったのです。

地元の石井町においてこの訴訟に関する裁判資料が数多く残されています。原告側（埋め立て反対）の中心にいた石井村の林基茂家と、推進する立場にあった西覚円村の天野雅太郎家にもそれぞれの立場からの裁判資料が残されており関心の高さを物語っています。（図8）

その後、原告側の足並みの乱れもあって再審は不首尾に終わってしまいます。このため新堤防工事は再開され、現在の連続堤防の原型となる「覚円堤防」が建設され、八ヶ村堰は廃止されて神宮川も埋め立てられていきました。現在では堰の周辺は耕地化されて、わずかに細い溝が残るのみで、下流部はコンクリートの三面張りで整備されており、名称も「神宮入江川」となっています。（図9）

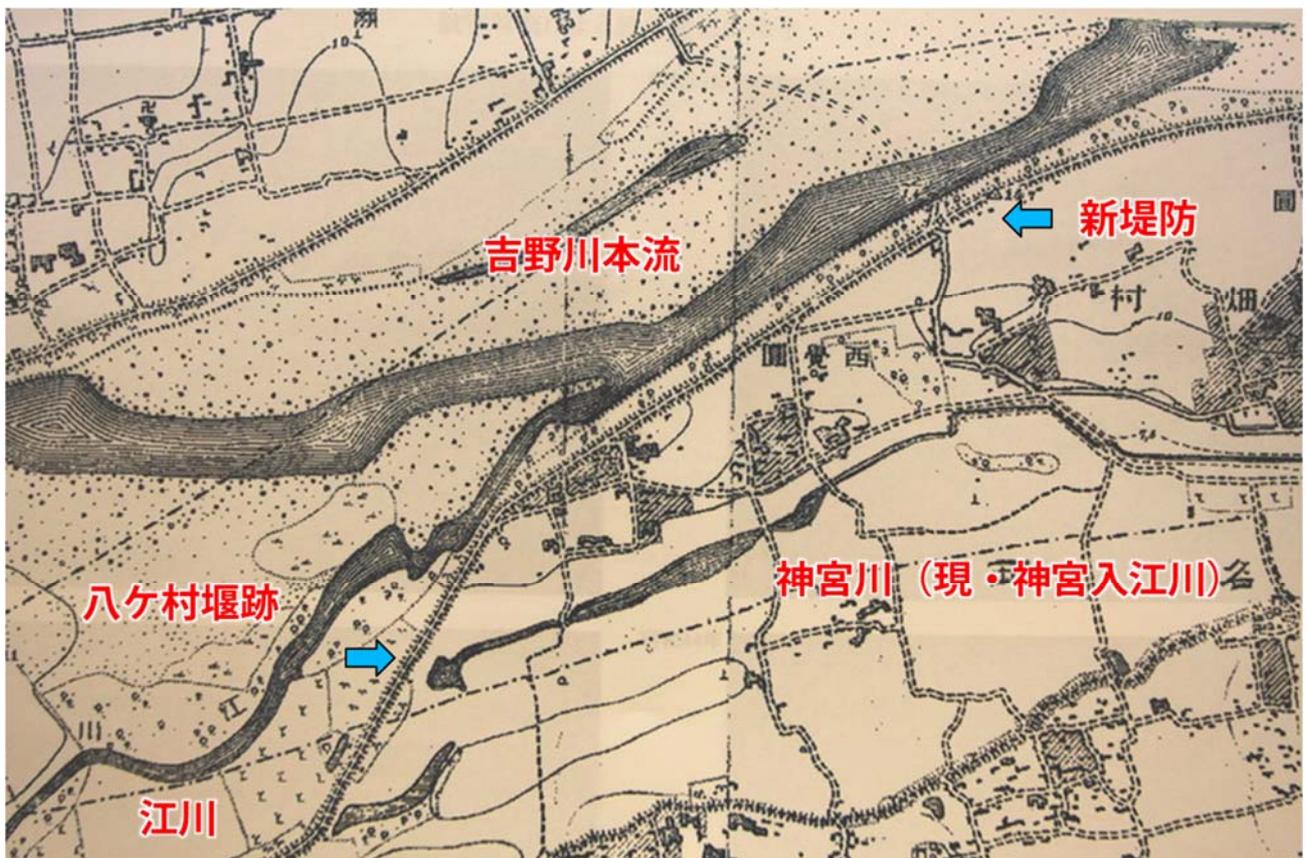


図9. 明治29年陸軍測量部地図

新堤防の建設により八ヶ村堰が埋め立てられ、神宮川と江川が分離されている。なお、吉野川第一期改修工事により、現在の堤防は八ヶ村堰跡付近から、吉野川本流に沿って築堤しなおされており、図中の新堤防は「旧堤」として跡をとどめている。

#### （４）ハヶ村堰訴訟事件から学ぶもの

この事件の根底には、この地域をめぐる伝統的な治水策と近代的な治水策との対立があったように思います。すなわち前述したように吉野川の支流である神宮川を活用した従来からの伝統的な考え方に基づく治水の工法（越流堤、<sup>はねせき</sup>、逆関、霞堤など）と、明治政府と名東県が新たに採用した連続堤防を中心にした近代的な治水事業との考え方の食い違いです。

治水問題の難しさは、いかなる治水策にしても根本的に地域間の利害対立をはらんでおり、連続堤防建設によるハヶ村堰の埋め立てに関しても新たな治水策をめぐる住民の地域間の利害対立が噴出したといえるでしょう。

また当時、「自由民権」を掲げて激化していた「自助社」（徳島の中心結社）が、格好の政治的課題として乗り出したことで政治問題化してしまいました。

この事件の構造や全貌は未だ明らかになっていないといえますが、治水事業を進める際の地域住民の意見交換のあり方など今日的課題を数多く含んでいるように思います。

なお国家のこの事件に関する公文書としては、『公文録』『太政類典』の中に大審院関係文書が残されておりさらなる研究成果が期待されます。



写真 3.第十堰復旧工事の風景（株）姫野組提供）  
第十堰は、築造以来修復を重ねながら存続している。

#### おわりに -日本人の「水利観」と、これからの「水利」-

石井町における江戸時代の伝統的な治水策と明治になってからの治水工事をめぐる紛争について紹介してきました。最後にあらためて吉野川をめぐる「水利」（治水と利水）観の変遷・推移についてまとめて見てみたいと思います。

原始・古代・中世においては、暴れ川である吉野川は「<sup>こわ</sup>畏きもの」として人智を超えた畏怖の対象でした。流路は定まらずまさに流れる所が川となる状態でした。山あいを網の目の様に、また縄をなうように分流と合流を繰り返しながら東流して海に注ぎました。その姿はまるでのたうちながら暴れ狂う巨大な龍。乱流する大河は微力な人の力ではいかんともしがたく、なすすべもありません。恐れ崇めるしかなかった流域に住む先人たちでした。

しかしその猛威に粘り強く立ち向かっていったのも流域の先人たちでした。先人の知恵と営み、先人の苦闘と営みは素晴らしいものでした。荒ぶる吉野川は同時に上流から土砂を押し流し、広大で肥沃な土壌の氾濫原（沖積平野）を形成しました。氾濫を逆手に取って肥沃な土壌に種を撒き、育て、実りを獲得して行ったのです。治水策も自然の猛威に逆らわず柔軟に対応していきました。まさに「共生」と「共存共栄」を図ったのです。

明治維新により近代になると中央集権的国家形成が始まり、欧米の先進的な治水事業が始まりました。近代的な機械文明の発達を背景にした自然観は、自然を恐れ崇めるもの、畏怖の対象ではなく、人間の力で征服してコントロールできるものであるという考え方でした。暴れる大河であっても人間の力で押さえ込むという自信に満ちあふれたものでした。洪水や氾濫は強固な堤防で閉じ込めることができるという治水観のもと近代的治水事業が始まったように思われます。

そして、洪水に長く苦しめられてきた吉野川でも連続堤防の建設とダム建設を中心とした改修工事の進展により流域の氾濫から救われてきたのです。近代的治水事業の恩恵に浴した吉野川流域は昭和初期の第一期改修事業による連続堤防によってしっかりと守られてきました。現在の連続堤防が、過去に繰り返された洪水による悲惨な犠牲の上に築かれたものであることを忘れてはなりません。

しかし、一方で近代における社会の発展と変化は、「環境」問題や流域住民と連携や合意の必要など新しい課題をもたらしました。特に、近年の気候変動による異常気象により全国各地の河川氾濫は近代的な治水事業の足もとをすくうように頻発しています。「線状降水帯」の発生や集中豪雨による洪水には、自然というものの計り知れない巨大さや恐ろしさをあらためて思い知らされます。

人智を超えた自然の力をあらためて考え直さなければならない時が来ているように思います。明治以降の近代治水事業のあり方も再検討しなければならない時が来ているように思います。

「流域治水」が新しい治水の概念として提示されているように、これからのわたしたちは、謙虚に自然から学びながら、歴史を踏まえてこれからの「水利」（治水と利水）を考えなければいけないと思います。



（行發館學助山小町新西市島徳） 堰之十第川野吉（郡西名） 内之景二十波阿

写真 4.連続堤防ができる前の第十堰  
（徳島県立文書館所蔵）



写真 5.現在の第十堰の風景